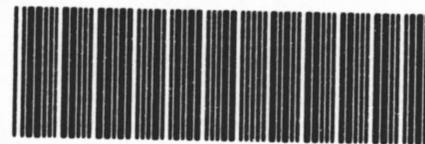


ED47
61

婦女禁賣論

德富蘇峰述

廓清會婦人矯風會聯合



* 0038334000 *

0038334-000

ED47-61

婦女禁賣論

德富蘇峰·述

廓清會婦人矯風會廢娼聯盟

1929. 4

AGG

ED47
61

德富蘇峰述

婦女禁賣論

ED47
61

目次

一、年齢留保撤廢……………(一)

二、正義乎便宜乎……………(四)

三、政は正なり……………(七)

四、賣淫國の評判……………(二)

五、正義を斷行せよ……………(四)

六、社會の清淨と法律制度……………(二)

七、賭博の寺錢賣淫の賦金……………(三)

八、正義主義の勝利……………(四)

九、婦人參政權……………(二)

十、政界必ずしも俗惡ならず……………(三)



85W67792

婦女禁賣論

徳富蘇峰述

年齢保留撤廢

今更ら吹聴するではありませんが、私は婦人問題には、昔から淺からの縁故を持つてゐる。恐らくは此の讀者の過半の方々が、未だ御出生無き以前からと信ずる。廢娼論の如き、一夫一婦論の如き、若しくは婦人と政治、即ち參政權問題の如き、何れも皆な然りと申しても差支ありません。但だ追々斯る問題には、皆様方

婦女禁賣論

が御骨折になることとなつたから、私は他の方面に微力を盡して参りました。されば今日此の小著によりて、皆様と此等の問題を講究することは、私に取りては、洵とに多大の感興が湧いて來ります。

國際聯盟總會に於て、婦人兒童賣買禁止條約の、調印せらるゝに際し、世界の二十三國、何れも調印したるに拘らず、唯だ日本と、暹羅のみが、條件付にて調印した。即ち日本は禁止年齢二十歳に就て、保留した。事實を云へばそれを十八歳としたのだ。而して其の條約を朝鮮、臺灣、及び關東州租借地に及ばないこととした。此の如く不面目なる調印が、樞密院にて非難せられ、又

た世論に攻撃せられ。特に皆様方の御盡力の餘、本年二月愈々樞密院にて、年齢保留撤廢の決議となつたのは、如何にも祝着の次第と存する。元來樞密院は頭の硬い、頑固なる老人達の巢と喚ばれてゐたのに、此の如き賢明なる決議をしたのは、見上げたることにて、此も畢竟皆様方の熱心なる刺戟が、與りて力あることと信じます。

私は單に之を祝するのみならず、此の機會に於て、皆様方が根本的に、我が帝國の賣淫制度を、撤廢するの目的に向て、いま一層邁進せられんことを希望する。漸次漸次と云ふは、如何にも尤らしき言葉だが、さりとてそれに任せて仕舞へば百年経つても、

とても其の目的を達することは出来ませぬ。漸次でなく、只今である、只今であらねばならぬ。

正義乎便宜乎

今日の通弊は、當座の都合とか、一時の便宜とかに拘泥して、それが不正であり、不義であり、社會の害毒であり、人類の耻辱である事さへも、それをその儘看過することである。此れは今日に始つたことでなく、徳川幕府二百六十年間は、尤も此の流儀もて仕來りたるものにて、明治大正を通じ、昭和の今日に至る迄、その習氣に支配せられてゐるは、扱も口惜しき次第と申さねばならぬ。

元來政治を俗惡のものと前提してかゝることが、第一の間違だ。政治家は、固より社會の俗惡なる方面にも、世話を焼かねばならぬ。されどそれは自から俗惡となるでなく、その俗惡を救治する爲めである。政治家は病人でなく醫者である、その醫者が、外科手術に際して、刃物を揮へばとて、それを目して、直ちに彼を殺人者となす可き理由はない。均しく刀であるが、強盜や、惡漢の揮ふ刀と、外科醫の揮ふ刀とは、其の目的が違ふ。一方は殺人刀であれば、他方は活人刀だ。政治家が俗惡世界に下降するは、其の仲間とならんが爲めでなく、之を一變して、清淨界となさんが爲めである。

されば政治家でさへあれば、大抵の悪事醜行は、之を恣にしても差支なしと、自らも許し、世間からも許さるゝと云ふは飛んでもない間違ひだ。此れは畢竟徳川幕府時代より傳來の悪習にして、先づ此れから一掃してかゝらねばなりません。

更らに遡りて考れば、今日の世の中には、餘りに功利主義が跋扈してゐる。餘りに功利主義が蔓延してゐる。餘りに功利主義が我物顔に、凡有る問題を支配してゐる。固より功利其物が悪しきとは申さない。されど此を以て唯一の定規とすることは、頗る危険千萬だ。畢竟功利主義の爲めに、凡有る悪事醜行も、其の存在

の口實を得、其の横暴の手段も出来てゐる。所謂御都合主義、臭い物に蓋を作す主義、御無理御尤主義などは、畢竟功利主義の影に隠れて、其の存在を保つものである。

今日の大問題は、功利主義と、正義主義との勝敗である。何れを主とせん乎、何れを取らん乎。功利主義は、當座の便宜の爲めに、正義を犠牲とするものである。正義主義は、正義の爲めに當座の便宜を犠牲とするものである。私は茲に當座と云ふ、そは正義は、如何なる場合でも、其の終極に於て、人も、社會も、世も、幸福にするものであると、信するからである。

政は正なり

孔子は政者正也と申しました。此れは千古不魔の金言であります。政治の目的は正義を行ふにあり。正義を行へば、當然の結果が、最大幸福となるものであります。正義を行ふ爲めに、一時迷惑する者も有らう。當座は困る者もあらう。されど其の終極は何人も其の恩恵を受けないものはありませぬ。その苦痛と云ふは、外科手術の爲めに頗る苦痛で、手術の後では、患者彼自身が尤も其の恩恵に浴し、尤も其の幸福を享る者であります。

世の中に今尙ほ顔を擧げてゐる存娼説や、人身賣買公許説やは、畢竟政治は俗悪の物である、政治の目的は、功利である一時の便宜、都合を主として、措置す可きものであると云ふ間違つたる立

場から、出で來つたものです。若し正義が政治の目的であれば、誰か公娼制度の存置を正義と云ひ得る者ぞ、誰か人身賣買を正義と云ひ得るものぞ。苟も正義の旗を押し立てたらんには、賣淫制度などは、根本的に一掃せねばなりません。

私は今更ら此處に公娼制度の可否などを、討議する必要を覺えませぬ。元來公娼制度は、徳川幕府が、自己の都合の爲めに、寧ろ保護して存立せしめたと云ふも、差支なき程であつた。それは特に江戸に於て然りとしませぬ。江戸は實に人造的都府の一だ。天正十八年八月家康が江戸に移轉したる際は江戸は武蔵野の一隅にある村落であつた。然るに關八州の大名たる徳川氏の城下とな

り、茲に城下町が出来た。即ち新開地だ、殖民地だ。斯る場合には、或は江戸を繁昌せしむる方便として、公娼制度の存立も、必要と認められたのであらう。而して爾來年と與に公娼は増加し、且つ江戸の治安を維持する方便の一として、内藤新宿とか、千住とか、品川とか、江戸の出入口には、公娼市場を存立せしむることゝしました。

諺に火事は江戸の花と云ふたが、その實は火事よりも、公娼が江戸の花であつた。芳原の不夜城は、江戸文化の象徴とも云ふ可き一であつた。而して單にそれを江戸の誇りとせず、日本の誇りとして、以て維新改革以後に及んだのであります。

賣淫國の評判

日本が賣淫國として、評判を世界に博したるは、決して新らしきことではなかつた。足利氏時代、日本から支那に於ける輸出品の一は、扇面に男女の怪畫を描いたるものであつた。それを支那人が珍重した。賣る者も賣る者だが、買ふ者も買ふ者だ。長崎に於ける遊女が、和蘭人や清國人に接近したる事は云ふ迄もなく、偶ま通信使として日本に來りたる、朝鮮人の紀行などを讀めば、我が賣淫窟に就ては、仔細に記載してあります。

私は徳川氏時代の、所謂軟文學に就て、必らずしも專修的知

識を持たない。併しながら試みに元祿時代を中心として、其の大家たる西鶴や、近松の諸作を見れば、何れも遊廓を背景とし、遊女若しくは遊客を、主題としないものは少ない。乃ち概括的に遊廓文學、若しくは遊蕩文學と稱するも、過言でない程であります。

固より其中には、淫猥の記事のみでなきのみならず。犠牲的精神や、相愛的情緒や。義理もあれば、人情もあり、人生の精神的最高調に達せんとしたる刹那の消息も描かれてゐる、されど之を概括すれば、前記の通りと云はねばならぬ。

且つ徳川幕府時代の歌謡や、演劇の類は愚ろか、今日に於て日

本帝國の譽れとして、世界に鑑賞せられつゝある東錦繪、所謂の彩色的印書を觀よ。哥麿と云ひ、春章と云ひ、何れか遊廓や、遊女を以て、其の好題目とせざるものある可き。

其の内容の何物たるかを詳にせず、只だ其の印書面に於て審美的眼光を著くる者には、別段妨げなかる可きも。此れは公娼賣買市場の光景であり、此れが公娼であると思へば、哥麿の織麗秀冶の彩色印書も、之を公衆の眼前に晒らすは、何となく日本賣淫史の標本を展覽するの心地して、忸怩せざるを得ざるものがあります。

若夫れ黄表紙や、赤本の類は申す迄もなく。江戸の軟文學にして、公衆の前に出して、恥かしくなく、家庭の讀物として差支なきは、馬琴の八犬傳に到りて、始めて其の然るを見ると申す可き歟。

此の如く徳川幕府を始終して、公娼制度が、殆んど日本を賣淫國化せんとしました。

正義を斷行せよ

存娼論の言前も、決して少くない。或は公衆衛生から、或は家族風紀から、或は賣淫取締から、種々の理由がある。されど若し

政は正なりと云ふ、根本義から判下し來らば、如何に理窟は澤山ありても、一たまりもたまらざる可し。如何に言語を飾るとも、人の貞操を賣物とす可き道理はない。その賣物を政府が公認し、その市場を國家の法度もて、保護するに到りては、實に言語道斷と云はねばならぬ。若し國法もて賣淫者を公認す可しとせば、拘兒でも、泥棒でも、公認して之を保護することも可能であらねばならぬ。斯くては政は正でなく、政は不正なりと云ふの外はありますまい。

日本は公娼制度の爲めのみにて、賣淫國の評判を高めたとは申されまい。公娼制度を廢止すれば、或は私娼を繁殖せしむると云

ふ説も、考慮に値せぬことはない。されど國家が公娼制度を存立せしめたる結果は、貞操の賣買も、將た人身の賣買も、苟も手續さへ遵守すれば、必らずしも惡事でないと言ふ觀念を、一般人心に與へたることは、決して争ふ可らざる事である。

公娼制度は賣淫窟を、一局部に集中して、其の害毒を、一般社會より隔離せしむる效ありと稱すれども。其實は精神的に、思想的に、貞操賣買必らずしも不可ならずとの觀念を、一般社會に散布せしむる、一種の賣淫宣傳本部を、公設したるものと云はねばならぬ。

若し一時の都合を云はゞ、大井川越の雲助には、大井川の架橋をも見合せねばならぬ。若し當座の便宜を云へば、東海道五十三驛の旅店の爲めには、東海道汽車の全通をも不可とせねばならぬ。其の營業者から見れば、賣淫制度存立萬々歳であらう。されど社會風教の上から見るも、人道の原則から見ると、斯る制度は、一日半時たりとも、其の存在を許す可きものではあるまい。

固より如何に國家の權力を以てすればとて、我が公許したるものを、賠償を與へず、寢耳に水に取消すは、公正でない世の正義の爲めには、不義を行ふも差支なしと云ふ理由はない。されば其の尋酌はありて然る可き事だ。されど政は正なり、其の不正を知

りて、之をその儘放任す可き理由は無い。斷行す可き事は、相當の順序を履んで、直ちに之を斷行せねばならぬ。

社會の清淨と法律制度

或は曰く、政治や法度は、どうでもよい。苟も社會が清淨にさへなれば、政治も、法度も、自から改まりてゆくものだ。如何にも一應尤の説である。政治や、法度は、社會の反影と申しても差支ない場合があります。併し政治や、法度の爲めに、社會が清淨になり、若しくは汚濁になることもあります。私は政治や、法度で、社會は悉皆改良せらる可きものとは申しませぬ。されど社會を汚濁ならしむるも、清淨ならしむるも、政治や、法度の力が、

與りて少くないことは、疑ふ餘地がありません。

近き一例を申せば、從來我國の制度では、妾を公認してゐました。大寶令などでも、妾を二等親として居りました。その因習が維新後までもありました。確かに記憶はいたしませぬが、維新後最初に出來た新律綱領などにも、矢張り妾は二等親に列してあつたかと思ひます。それで當時權妻などと云ふ、新熟語さへ出來ました。されば維新當初は、何人も大びらにて妾を持ちました。妻妾同居などは、決して珍らしき事ではなかつたやうです。徳川時代では猶更のこと。徂徠の政談などには、

妾と云者、無て叶ざる物也。當時メカケをば隠れ者の様に仕る。

是習しの悪敷也。
と喝破した程です。

然るに爾來妾の地位は、我が家族制度より削除せられ、二等親などと云ふ特例は消失した。されば今日でも蓄妾の男子は、存在するに相違なきも、それは唯だ當人だけの内證事にて社會的には誰しも之を認むる者はない。まして妻妾同居などは、偶ま有りとするも、極めて少き事となりました。

此れは何の爲めである乎。日本の社會が維新當初に比してより清淨となつた爲め乎。否な恐らくは妾の位置が、法度の上に認識

せられざる事となつた爲めであらう。されば政治や法度は、どうでもよいと云ふ説は、全く事實が承認せぬ。之に反して、私は賣淫制度の存立が、如何に我が社會風教を害したるかを思へば、唯だ速かに之を法度の上から、禁止したいものと思ふ。社會が清淨になりたる上にて、禁止せよと云ふが如きは、餘りに氣の長き話にて、とても其の時節到來の期はありませぬ。

賭博の寺錢公娼の賦金

私は大正六年の頃、中華民國を旅行いたしました。その時一人のボーイを雇入れました。或時ボーイが、先生には幾人の奥様がありますかと尋ねました。私は固より一人だと答へました。然るにボ

イは一向不承知の顔にて、それは御せうだんでありませう。私の家は遼陽附近の藥屋であります、私の父さへも二人の妻があります。まして先生には、幾人か存さなくてはならない譯ですと申しました。彼方では身分の上達する毎に、其の夫人は増加し、或は第二夫人、或は第三夫人、各省の長官などに到れば、第十五夫人など、申す者がある様です。

我國にても或は内證には、さる類の人もあるかも知れませんが。表向きには、一夫一婦の制が確立して居ります。此の一夫一婦の制の確立してゐるだけにても、幾許社會の風教が維持せらるゝ乎を思ひますれば。公娼の存在を、社會の表面から一掃するだけで

も、水を打つて塵埃を掃除する程の效能は確かにあるものと存じます。

明治の初期から中期にかけては、賣淫制度は、舊幕以來の因習を踏襲したるのみならず、其の上前を取りて、之を賦金と稱し、地方官の手限りにて、随意に消費した。罪惡から産れたる税金が、更らに罪惡を産み、明治年間の史上に、幾多の汚點を残してゐる。

各位は政府などは、決して惡事をなすものではないと、信じてゐられるか知れませんが、國民が監督を怠れば、随分惡事をなしかねない。甚だしきは政は正なりでなく、政は不正なりとでも解

釋したる乎。政權もて悪事を保護する杯は、決して珍らしくない。歐洲の地中海に瀕する、或る小國の如きは、國家が世界的一大賭博場を開らき、そのテラ錢を取りて、國用に供してゐる。賣淫制度に於ける賦金の如きも、これ程ではないが、亦た其類と申さねばならぬ。今日では世論が八ヶ間敷ために、幾許か從來の弊も減じて來ました。此上は只だ速かに各位の一大覺悟を以て、國民の良心を呼び醒まし、その良心の刺戟を以て、斯る害毒を國家の表面から、一掃するを努む可きであります。

正義主義の勝利

惟ふに維新改革の大主旨は、功利主義の政治を廢して、正義主義の政治となし、情實主義の政治を更めて、條理主義の政治となすにありました。「舊來の陋習を破り、天地の公道に基く可し」と云ふ、五箇條御誓文の一箇條は正しく此の意味と存じます。

乃ち賣淫制度の如きが、所謂る舊來の陋習の、最も重なる一と申さねばなりません。それが六十年後の今日迄殘喘を保つてゐるのは、畢竟御都合主義の爲めでありませう。苟も政は正なりと云ふ、大根本義から割り出せば、議論にもならず問題にもならず。直ちに全廢す可き筈であります。然るに此の賣淫制度は、昭和の御代まで、政治の法度もて公認し、擁護し、而して其の餘波は、賣淫市場の問題たる、松島事件杯までも惹き起し、今尙ほ審理中

たるは、何たる醜態でありませう。

職業政治家なるものは、決して頼みになるものではありませぬ。彼等は唯だ風を見て帆を張るものであります。彼等は決して風を起すものではありません。風がなければ、彼等は只だ晝寝をして居ります。されば誰が風を起す乎。それが我等共の責任であります。政治家に依頼して、政治の改良をなすことは、全くとは申しませぬが、殆んど不可能の事であります。政治家は寧ろ現状に安著するものです。事勿れかしとは、彼等の祈る所であります。然も彼等をして安著せしむる能はざらしむるは、一に國民の輿論であります。輿論が一たび起れば、彼等は直ちにその風向を見て帆

を張ります。

各位は日本の政治家が、廢娼問題や、一夫一婦問題や、婦人參政權問題やを、相手にしないとして、政治家の不心得を咎めらるゝが——私は決して斯る政治家に味方して、彼等を辯護するではありませぬが——それよりも寧ろ各位の意氣地なきことを、反省ありて、然る可き事ではありますまいかと存じます。若し各位が日本の輿論を捲き起し、之に反抗する政治家は、一日たりとも其の位置に安著することが出来ないと云ふ場合には。彼等滔々たる職業政治家は、何れも各位の金棒引となりて、見事に改革の業を成就せしむるであらうと信じます。

婦人參政權

私は昭和新政の第一義として、政は正なりの旗幟を、高く掲げたきものと思ふ。此の六十年間に、維新改革の大目的の一たる、正義主義もて、都合主義を排したることが、更らに都合主義もて、正義主義を排することとなつたものを、維新當初の意氣込に恢復したいものと思ひます。必らずしも公娼撤廢のみではありませぬ、萬事其の筆法で行かねばなりません。

私は此につけても、婦人參政權の必須であることを感じます。日本は男子のみの日本ではありませぬ。政治は男子のみの政治で

はありませぬ。然るに其の半數たる日本國民—婦人—を、政治の外に追拂ひ高札を建て、此中に日本婦人立入る可らずとするは、何たる不合理の事でありませう。

男子は外の勤をなし、女子は内の勤をなす抔と申すことは固より今日には當て箴りませぬ。假りに其通りとしても、内に勤むる者が、國民の第一資格たる參政權から除外せらるゝとは、何たる不合理の事でありませう。

今日我國の政治を腐敗せしむる所以の一は、職業政治家の横行濶歩の爲めであります。されど彼等を然かせしむるは、畢竟女性

の方々が、餘りに無頓着の爲めであります。今日に於て社會道德、社會風紀、社會衛生などの問題は、男女双方と云はんよりも、寧ろ女性により多く、より重く、より大に干係があります。然るに女性の方々が、之を餘所事とするは何故でありますか。乃ち公娼問題の如きも、主として女性の方々の、御盡力を仰がねばならぬ。此れは人類の恥辱であるのみならず、最も女性の恥辱であります。女性の方々の面上に、泥を塗りつゝあるも同様の事であります。

私は昭和時代の第一著に、婦人参政權の實施を望みます。普通選舉など、申しても、婦人を参政權の外に追ひやりては全く

嘘の事になります。私は皆様方が、禁酒とか、廢娼とか種々の問題に御盡力を感謝しますが、更らに根本的に、此の日本政治の樞軸から改善する目的をもて、婦人参政權の獲得に盡力せられんことを祈りて止みませぬ。

政界必らずしも俗悪ならず

最後に一事申上げたい。此頃ろ到着したる倫敦「タイムズ」の裁判筆記に、面白き事件があります。それは長き話であります。極めて手短かに述べませう。

一昨年（一九二五年）の六月、ライトと申す者「肖像及批評」と題

する書を刊行しました。私も其の書物を読んで見ましたが、一寸
氣の利いたる本であります。

其中にセシル・ル・卿と國際聯盟と題する一章がありますが、其の
一節にグラッドストーンに言及し、表面には、最高最正の主義を唱
へ、内輪では凡有る女性を追求し、所有するとの一句があります。
此れは固より虞翁が主題ではない、唯だ筆がすべりて、此處に至
つたものでありませう。

然るに彼の末子子爵グラッドストーンは、之を読んで非常に憤慨
した。而して其兄に語つた。兄も亦た其の通りであつた。彼等兄
弟評議するには、我等若し世を去れば、天下誰人も亡父の爲めに

其の冤を雪ぐものはあるまい。されば是非之を天下公衆の前に表
白せねばならぬ。それには法廷に訴ふるの外ないが、死者の名譽
を誹毀せられたとて、生者から訴ふることも難い。寧ろ相手をし
て、我等を訴へしめんには若かずと、彼是と功夫を廻らした。

其の結果として、子爵は非常なる罵詈の言葉にて組立てたる、
一書を著者に與へた。而して子爵の兄も亦た、その書の尾に署名
して、予も亦た同感と記載した。

併し著者は直ちに訴へない、此に於て更らに著者の屬する倶楽
部の幹事に斯る者を會員とするは、考へ物であるとの書翰を與へ
た。その書中には、彼は嘘つきだ。何となれば無根の事實を構造
したからだ。彼は卑怯者だ。何となれば相手にならぬ死者を、

誣したからだ。彼は莫迦者だ。何となれば斯る無根の事を、世間が信ずると思ふて、云ひ觸らしたからだとの意味が、繰り返されてあつた。

此の兄弟が憤慨したのは、正義の憤慨であります。然も弟は七十三歳、兄は七十四歳の老翁です。而して兄弟共、平生謹厚の君子人にして、其の書牘の筆者たる子爵は内務大臣や、南阿總監の經歷ある老功、練達の士であります。

此に於て著者も今は致し方なく、誹毀の訴を起しました。而して子爵兄弟は、待つて居りましたとばかり法廷に出で、證人として、凡有る審問に答へました。而して其の結果は著者の敗訴とな

り、其の訴訟入費も著者の負擔となり、而して虞翁の高潔道德の士であると云ふことが、陪審官の全體一致にて審定せられました。此れが本年二月三日の事であります。

私は必らずしも虞翁の崇拜者ではありません。されど其の子供達が、翁の死後三十年を隔て、自ら古稀の老翁でありながら、其父の爲めに義憤を起したるを見て、如何に貞操、純潔が、公人の生涯に大切であるかを思ひますれば、何となく欽慕に禁へざる情があります。此れはほんの餘談でありますが、何とか我が政界にも、斯る人物が欲しきものであります。政治決して俗惡の者ではありません。若し高潔の士が政界に立ちますれば、政界は無論高

潔になります。政は何處迄も正であり、又た正であらねばなりませぬ。(完)

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 政、正、潔、等）

昭和二年四月二十一日印刷
昭和二年四月二十二日發行
昭和四年二月一日再版

定價二拾錢

著者 德富猪一郎

東京府下落合五〇〇番地

發行人 松宮彌平

東京市小石川區大塚坂下町一三六

印刷人 内田柳次郎

東京府下落合五〇〇番地

發行所

廓清會婦人矯風會廢娼聯盟

不許複製

